

児童扶養手当について

.....
父母の離婚・父(又は母)の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。その目的は、ひとり親世帯などの生活の安定を図り、自立を促進することにあります。

* マイナンバー制度導入に伴い、平成28年1月1日から、新規認定請求時等に個人番号カードが必要になります。

1. 児童扶養手当を受けられる人

手当は、次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、障がい児については20歳未満)を監護している母(父)、又は母(父)に代わってその児童を養育している人に支給されます。

- ① 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童【離婚】
- ② 父(母)が死亡した児童【死亡】
- ③ 父(母)が施行令に定める程度の障がいの状態(年金の障がい等級1級程度)にある児童【父(母)障がい】
- ④ 父(母)の生死が明らかでない児童【生死不明】
- ⑤ 父(母)から1年以上遺棄されている児童【遺棄】
- ⑥ 父(母)からが裁判所からのDV保護命令を受けた児童【保護命令】
- ⑦ 父(母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童【拘禁】
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童【未婚】



所得による支給の制限

・定められた額以上の所得があるときは手当が支給されません。

扶養親族等の数	請求者本人		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000 円	1,920,000 円	2,360,000 円
1人	870,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円
2人	1,250,000 円	2,680,000 円	3,120,000 円
3人	1,630,000 円	3,060,000 円	3,500,000 円
以降1人につき	380,000 円加算	380,000 円加算	380,000 円加算
加算額	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1人につき 100,000 円 特定扶養親族 1人につき 150,000 円		扶養親族が2名以上 で、うち老人扶養親族 がある場合、老人扶養 親族1人につき(扶養親 族1人につき老人扶養 親族のみの場合1人を 除いた1人につき) 60,000 円

2. 児童扶養手当を受けられない人

次のいずれかに該当するときは、手当を受給されません。

- ① 母(父)が婚姻の届出はしていなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係など)があるとき。
- ② 手当を受けようとする母(父)、又は養育者が、日本国内に住所を有していないとき。
- ③ 対象児童が日本国内に住所を有しないとき。
- ④ 対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設(母子生活支援施設・保育所・通所施設を除く。)や少年院等に入所しているとき。
- ⑤ 平成 15 年 4 月 1 日時点において、手当の支給要件に該当してから、5 年を経過しているとき。



【手当の月額】（平成31年4月～）

区分	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	42,910 円	53,050 円	59,130 円
一部支給	10,120 円から 42,900 円	15,190 円から 53,030 円	18,230 円から 59,100 円

児童1人の場合

全部支給 : 42,910 円

一部支給 : 42,900 円～10,120 円(所得に応じて決定されます)

児童2人目の加算額

全部支給 : 10,140 円

一部支給 : 10,130 円～5,070 円(所得に応じて決定されます)

児童3人目以降の加算額(1人につき)

全部支給 : 6,080 円

一部支給 : 6,070 円～3,040 円(所得に応じて決定されます)

【手当の支払】

手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月・8月・12月(各月とも11日(ただし、支払日が金融機関の休日に当たる場合は、その直前の営業日))の3回、支払月の前月までの分が支払われます。

※2019年11月分より、奇数月に年6回、各2か月分を受け取れます。

【手当を受ける手続】

手当を受けようとする人の認定請求に基づいて支給しますので、うきは市福祉事務所子育て支援係にて、次の書類を添えて請求の手続きをしてください。

(申請者が揃える書類) ☆印は必ず必要です。

☆ 戸籍謄本・請求者(交付年月日は受付日の1ヶ月以内)

☆ 戸籍謄本・児童(交付年月日は受付日の1ヶ月以内)

☆ 世帯全員の住民票・請求者(交付年月日は受付日の1ヶ月以内)

☆ 世帯全員の住民票・児童(交付年月日は受付日の1ヶ月以内)

☆ 請求者・児童の個人番号カード(マイナンバー)

(注)通知カードの場合、運転免許証、旅券(パスポート)などの公的証書が必要になります。

☆ 請求者・児童全員の保険証の写し

☆ 預金通帳の写し(→銀行・支店名・口座番号がわかるページのコピー)

- 賃貸契約書の写し(アパート等に住んでおられる方)
- 所得証明書(1月1日時点で市外に住所を置かれていた方)
- ※ ほか、必要に応じ揃えていただく書類があります。

書類が揃い次第、請求の手続きに入ります。

(市役所窓口にて記入していただく書類) ※ お越しの際は印鑑をご持参下さい。

- ・ 認定請求書
- ・ 住居に関する申立書
- ・ 養育費等に関する申立書
 - ◎ 申請書受領後、受給資格の有無についての審査に入ります。
 - ◎ 審査結果は翌月にお知らせします。

